

図書館資料の保存対策

—フランスとイギリスにおける黎明—

堂前幸子

はじめに

1 保存のための実施策と図書館業務

- (1) 保存の対象となる蔵書
- (2) 原形保存と代替物による保存
- (3) 財政資金の調達ないし予算措置
- (4) 保存専門職員とその他の要員
- (5) 協力・協同

2 フランスにおける蔵書保存対策

(1) 国立図書館

蔵書の実態調査と「カイエ・レポート」
救済計画とその実施例

(2) 国家的施策としての案

- a 『図書館の文化遺産に関する報告書』
- b 分担保存・収集の全国計画

c 資料の保存に関する研究機関

d 建物・設備・備品と維持管理の改善

e 修復・保全作業と専門職員の養成

f 資料の代替物

g 調整・実施機関としての地方センター

3 イギリスにおける保存政策の展望

- (1) 『イギリス図書館界における保存政策と現況』に関するラトクリフ・レポート
- (2) 現在の状況
- (3) 提言—各図書館における行動計画
- (4) 提言—全国的行動計画
- (5) 全国助言及び研究センター構想

むすび

はじめに

現代の図書館資料は、記録媒体が、紙ばかりでなく、フィルム、磁気テープ、ディスクなどと多様化しており、また、その量が年々累増しつづけていて、図書館資料の保存は複雑で困難なものになっている。とりわけ、最近わが国でも関心を寄せられつつある「紙の劣化」、「酸性

紙」の論議ほど、図書館資料の保存についての従来の考え方を根底から揺さぶり、見直しを迫る問題は他にないと言えるであろう。言うまでもなく紙は現代の図書館資料の記録媒体の大部分を占めているが、近代の洋紙(1860年以後に普及した木材パルプを原料とし、はじめ止めに酸性のロジン・サイズ剤と硫酸バンドの助剤を使用した紙)が“自然崩壊”の運命を辿りつつあると言う事態は、一般

に、その量の圧倒的な多さ、処理方法の研究がまだ発展途上にあること、更に、処理に巨額を経費を要することなどの点で図書館に従来の域を超えた対応を迫っている。生まれ落ちたときから酸と言う崩壊の種子を宿し、化学的な不安定さを常にかかえていた酸性紙に対する処置は、脱酸処理とラミネーション（薄い膜で被覆・補強する）による修復処理と言った治療にとどまらず、劣化の進行を少しでも遅くするために、温度、湿度、光、大気汚染にかかわる保管条件を適正に保ち、また、書架の配置を考慮し、堅牢な製本作業を施すと言った予防策をも含む。

本稿の主たる目的は、図書館資料の保存問題については緒についたばかりのフランスとイギリスの例を紹介することにある。それに先立って、資料の保存問題への対応が図書館の業務として具体的にどのような形で表現され、展開されるのか、つまり、揺さぶりをかけられ見直しを迫られるのはどういう所かについて、粗雑にわたるのを省みず単純化して素描を試みることにする。一つの素描を与えることによって、本稿の中心テーマであるフランスの例を解釈しやすく、また、フランスとは異なった対処の仕方を示すイギリスとの間の差違を幾分なりとも読みとりやすくしてくれるのではないかと考えるからである。

ところで、酸性紙の劣化が非常に深刻な状態にあるアメリカの図書館界では、早く1960年代の初めからこの問題を中心とする保存対策に多大なエネルギーが費され、さまざまな活動が為されてきた⁽¹⁾。実に多くの議論が行われ、試行錯誤を重ねながら対策を探ってきた。アメリカの

図書館界が辿ってきたこうした困難で貴重な歩みのなかに、私たちは、単に保存の枠組みのみならず図書館業務全体の在り方にかかわる問題として突出してきたことからそのものを、更には、図書館外の世界にまで広められた行動の在り方を学ぶことができる。本稿はこうしたアメリカの貴重な経験を素描の主たる骨格としながら論を進めた。

次に、フランスでは、文字通り「酸性紙の劣化」に直面し、この国で唯一その対策に現実に取り組んでいる国立図書館の事例を紹介する。それとともに保存問題だけに照準を合わせた報告書ではないが、1982年に『図書館の文化遺産に関する報告書』が出され、それは図書館資料の保存を一つの柱としているので、この報告書に述べられているフランスの図書館界の全体の現況と提言について触れたい。

最後に、イギリスの場合、1984年に英国図書館研究開発部の委嘱によるケンブリッジ大学図書館の報告書『イギリス図書館界における保存政策と現況』が公表されているので、これを簡単に紹介しておきたい。

フランスとイギリスは、両国とも、図書館界全体を俯瞰すれば、国立図書館を除き、酸性紙対策はおろか資料の保存一般に対する関心が高まってきたのは最近のことであり、現状の把握と対策のための提言がようやく上記報告書によって為された段階にある。両国と比較して20～30年も先行しているアメリカですら、実効ある対策の面ではまだ揺籃期にあると言えるので、そうした意味では両国はスタート地点に立ったばかりと言える。各々の報告書に盛られた提言が“机

上のプラン”に終わるのか、それとも、
各々の国の図書館の実情を反映しつつ少
しでも実現への動きを見せはじめるのか
予測し難いが、両国の図書館員が問題の
深刻さをどのように受けとめ、取るべき
方向をどこに求めようとしているのか、
少なくともその一端を窺うことは可能だ
と考える。また、両国の例からわが国の
図書館が図書館資料の保存問題を取り上
げるとき、幾つかの共通課題を汲み出せ
るのではないかと、あるいは、問題の在り
かをより鮮明に浮かび上らせてくれるの
ではないかと考える。

1 保存のための実施策と図書館業務

図書館が実際に保存のための行動を起
す場合、いったいどのような活動が必要
なのか、それはどのように他の図書館業
務に波及し影響を及ぼすのか、幾つかの
文献⁽²⁾によりながら、そこで報告されて
いる施策の数々、更に、施策を進める過
程でぶつかった障害、それを克服するた
めに種々の角度から出されてきた提案を
まとめてみた。整理の便宜上、保存のた
めの実施策を、「何を」、「どのような形
で」、「どの財源によって」、「誰がどの分
野を担当し」、「どのような方法で」保存
するかと言う順序で述べてみる。

(1) 保存の対象となる蔵書

普通、納本図書館としての国立図書館
は、所蔵する蔵書の全てが永久保存の対
象となるが、そこが「最初の拠り処」な
のか、「最後の拠り処」なのか、あるいは、
「自国で出版された資料と自国に関する

資料を優先させる処」なのかなど、国立
図書館がその国の図書館において持つ機
能に応じて変わってくる。

大学図書館に代表される学術研究機関
の図書館も、一般に、全蔵書を対象とす
るが、その場合でも、機関によってはカ
レントな使用に終わる資料と、永久に保
有していく資料とに選別するところがあ
る。だが実際には、酸性紙の劣化が原因
で保全処置を要する資料は膨大な量に上
り、全てを遺す試みは何より経費と人員
の面で不可能に近い。それ故必然的に、
蔵書のうちのどの部分を救済の対象とす
るのか、選別しなくてはならないが、こ
の作業は、残りの資料を崩壊していくま
まにゆだねたり、あるいは、積極的な資
料の除籍作業を伴ったりする。いずれに
せよ選別する際の規準が無くてはならな
いが、この規準はその図書館の蔵書構築
政策に遡ってはじめて得られるであろ
う。また一方、蔵書のうちのある部分を
消滅させるとして、その部分を、協力可
能な他の図書館に保障してもらうとなれ
ば、分担保存の方向が浮かび上ってくる
が、この方向は分担収集の政策に自ら関
係してくる。

公共図書館の場合は蔵書の多くが永久
保存の対象外になるとしても、いわゆる
特殊コレクションや郷土資料をも含めて
研究機能を持つ図書館は学術研究機関の
図書館と同様の選択を迫られるであろ
う。民間の専門図書館においても、母体
となる組織が要請するところや、資料が
持つ特性によって永久保存の対象となる
部分が定まってくる。

(2) 原形保存と代替物による保存

保存すべき蔵書が定まったとして、次に選択しなくてはならないことは、蔵書そのものに修復と保全の処置を施し、もとの形に復原して保存するのか、それとも、他の代替物を調達して保存するのかの問題である。ただし、原形保存を意図したとしても、アメリカの例が示すように、紙の劣化が甚しく治療が及ばない場合は、後者に頼るしかない。これを選択する規準を設けることは非常に難しいが、原形保存に選ばれる資料は、「稀覯書、挿画・地図などの図版を含む本、歴史上もしくは造本・装幀などの点で書誌学上重要な本、草稿類」⁽³⁾が考えられよう。

代替物としては、ファクシミリ複製版、フォトコピー、マイクロ形態、ビデオディスクの形態が存在する。他に複本も考えることはできるが、実現はほとんど不可能である。これらの代替物のなかで現在最も普及しているのはマイクロ形態である。マイクロ形態は、図書館自らが作製するもの、外部の機関に依頼して作るもの、更に、市販されているものの三つに大別できるが、最後の市販出版物は図書館側の働きかけが強力に行われぬ限り、要求を充たせない。先の二つは原形保存に劣らず莫大な経費を要するので、もし既に他の図書館がマイクロ形態を作製していれば、それを購入するなり交換して入手する方途を採らねばなるまい。他館から入手するにはその所在を知るためのツールが必要になるが、ツールになるのはアメリカの *National Register of Microfilm Master* の類のリストであろう。入手するマイクロ形態資料は保存用

のマスターフィルム(第一世代フィルム)と、利用に供する複製フィルム(第二世代フィルム)の二種類が考えられる。

(3) 財政資金の調達ないし予算措置

今までに述べてきた事業のうちのどれを実施する場合でも、新たに相当の経費を要するのは明らかである。調達の方法としては財団や基金に寄付を仰ぐか、あるいは、国や地方自治体に特別な予算措置を要求する方法が想定できるが、いずれにしても、財源を得るためには事態の深刻さと緊急性、更には、国の文化遺産としての側面を持つ図書館資料が消滅することの意味を多方面に訴え、世論を喚起することが必要で、もしこれに成功しなければ調達の見込みはまずないと見なければならぬであろう。また、そのとき同時に図書館側に問われるのは、現在行っている図書館業務のなかで、保存のための業務を他の業務に比してどこまで優先させるのか、具体的に表現していく姿勢であろう。

とりあえずの方法として実現の可能性が高いのは、抜本的な解決にはならないが予算の見直しによる方法である。他の諸経費の一部分を、保存業務の経費に振り替えて増やす方法だが、このことは勿論簡単ではない。諸経費を節減するにあたっては予算を通して業務全般のバランスについて再考しなければならない訳で、逆にまた、予算措置の見直しを図る姿勢のなかに、図書館が保存のための施策をどこまで優先させるのかを現実に関わり直すことができる。

(4) 保存専門職員とその他の要員

変質、損傷した資料を修復する際、その原因を突きとめ、処方箋を出すためには科学的な分析や研究の成果に基づかなければならないが、図書館が酸性紙の問題に直面したときほど、科学者の協力を全面的に仰いだときはなかった。一般に保存に関する分野の試験研究機関は、博物館、文書館に置かれている場合が多く、他に文化財研究所をはじめとする学術研究機関がある。図書館資料の保存に関する研究は、これらの外部機関に応援を求めざるを得ない。

一方で、図書館は実際に保存業務を行う人員を確保しなければならないが、技能と知識を備えた人員を得るのは現状では難しい。そこで養成が問題になるのである。養成機関が既にあればそこに委ねることができるが、そうでない場合はできる限り研修の機会を作りだして養成していくしかない。業務を外部に委託する場合でも、図書館の側に必要な知識を備えた職員がいなければ、それは不完全なものに終らざるを得ないであろう。実務を担当する職員として、製本担当の職員が中核になることが考えられるが、別に書庫の保管条件から保存のためのプランニングまでを掌る職員が必要になる。こうした人材を得るためには、養成の方面だけでなく、専門職員に対し業務内容に見合うだけの処遇を保障しなくてはならないであろう。

(5) 協力・協同

これまで指摘したことの大部分は、他

の図書館業務がそうであるように、本来、一つの図書館、あるいは、図書館界の領域の内側で実行し、解決することが不可能な性格を持っている。特に、保存業務を実行に移すことが、現実にはかつてないほど厚い壁に前途をさえぎられていて、図書館、図書館界のみの営為によって穴を穿つことはあまりに難しい。図書館界におけるお互いの連携と相互扶助の体制は言うまでもないが、類縁関係にある文書館、博物館との協同、更に、出版界、学界などの救援を得ない限り事態は進歩しない。さしあたってできる活動は、情報や助言を得られる態勢づくりであろうし、製紙・出版業界に対して非酸性紙（一般には中性紙と称されているので、以後これを用いる）の使用を呼びかけることが考えられる。また、協力・協同はこのようないわば外の世界にとどまらず、足元における協力、即ち、利用者との相互にわたる理解を追求していく方向をも当然含む。

2 フランスにおける蔵書保存対策

(1) 国立図書館

パリの国立図書館は、その淵源を遠く14世紀にまで遡ることができるだけでなく、世界で最も早く法定納本制度（フランソワ一世によるモンペリエ勅令）を設けた歴史を持ち、長い伝統と豊富な蔵書を誇る世界有数の図書館である。この図書館は何より自国で産み出される広範囲な出版物を国の文化遺産として網羅的に収集し、それら全てを永久に保存することを責務の第一に置いており、このこと

は1977年デクレ⁽⁴⁾によって改めて強調されている。しかしながら、現実には、フランス革命に端を発し今世紀にまで持ち越された混乱⁽⁵⁾が建物の制約もあって図書館の運営に支障をもたらし、近年、館の政策決定機構の硬直化現象、予算不足⁽⁶⁾と相俟って、「国立図書館：老嬢の消化不良」⁽⁷⁾、「国立図書館沈没：タイタニック号の難破」⁽⁸⁾などとセンセーショナルな見出しで一般のジャーナリズムに取沙汰されるほど、深刻な問題をかかえ込むに至っている。このような背景を考えると、国立図書館にとって、以下に述べる蔵書の損傷とその修復・保全事業がどれほど“壮大”な意味を持つものかに思い至る。

蔵書の実態調査と「カイエ・レポート」

紙の劣化に起因する蔵書の損傷については戦前から指摘されていたが、1970年代には毎日傷みのひどい資料を書架から取り除かねばならないような状態に達していた⁽⁹⁾。国立図書館は1976年に初めて実態調査を行った結果、事態の重大さに1978年7月に当時の主務官庁である大学省大臣宛てにその報告書を上申し、大学省との協議を経て名誉図書館監督官の地位にあったモーリス・カイエを委員長とする調査委員会を設置した。調査委員会は全館の蔵書について詳細で正確な実態調査を実施した後、翌年の1979年5月14日、いわゆるカイエ・レポート、「国立図書館の蔵書救済計画の目的とその方法」に関する最終報告書⁽¹⁰⁾を館長に提出した。

この報告書によって、カイエの言葉を借りれば「その規模の大きさと深刻さに

おいて真に文明の問題である」⁽¹¹⁾紙の劣化がいかに国立図書館の蔵書を深く侵食していたか、その全貌が明らかになる。なお、1860年以降の紙のなかでも、フランスは殊に第一次世界大戦後から第二次世界大戦直後までの紙が劣悪であったと言われている⁽¹²⁾。蔵書の損傷は、図書部の蔵書で1875—1960年に刊行された200万冊のうち、良好な状態にあるのは僅か $\frac{1}{3}$ の55万冊のみで、残りの $\frac{2}{3}$ は、未製本の上頻繁な利用により疲弊の著しい資料が12万冊、紙の劣化の結果用紙が黄ばみ、周縁部分が非常に脆くなっている資料が66万冊、そして用紙の表面が全面的に砕けていて既に利用不可能な資料が67万冊あった。逐次刊行物の資料の劣化状況はより深刻で、特に問題なのが新聞の700万枚であり、他に、音楽資料34万点、演劇資料13万点、官庁資料13万点、近代手稿本（フランス文学者の多くの草稿類）3万点となる。その他にも用紙が上質であっても収納の方法の不適切が原因となって、版画260万点、地図3.6万点が傷んでいた。

ところで、国立図書館の書庫の保管環境はと言うと、設備の多くは第一次大戦当時のもので空調設備が無いが、あっても旧式なためその稼動状態は悪いといった保管環境にあり、更に、建物が市街の中心部にあって車の排気ガスによる大気汚染が年毎にひどくなる環境の下にある。また、狭隘な書庫の書架スペースと管理の悪さに加えて、利用の増加、特に複写の増加によって蔵書がますます損傷の度合を高めていた。これらの悪条件が紙の劣化の進行に拍車をかけていたのである。

救済計画とその実施例

先のカイエ・レポートのなかで提案され、採択された救済計画では、原本保存のための修復・保全処理、即ち、紙の脱酸処理、ラミネーション、補修、製本または台紙の張り付けの作業と、利用のためのマイクロ形態の複製作業とを基本的な作業方針とし、どちらの作業も流れ作業式による一貫処理を図ることを目指した。救済すべき資料の量が膨大なので(先に挙げた損傷資料が対象になるが、図書は利用不可能な状態に陥った67万冊)、本館の修復・保存部内の中央作業所と各々の部に設置されている八つの作業所と、新しく開設する地方のサブレ、プロヴァンの二ヶ所の作業所に分けて処理することとなった。本館内の作業所は主に慎重な作業を必要とする貴重資料と、移送に適さない大型の資料とを担当し、サブレとプロヴァンの作業所は従来の修復・保全方式になじまず、また、大量の処理を必要とする図書、雑誌、楽譜類、新聞を受け持つ。このうち新聞はプロヴァンが専門に処理すると計画された。

なお、国立図書館はこの救済計画を実施するにあたって、1980年以降およそ15年間にわたり国から年額1000万フラン(邦貨3億円)の助成金の交付を受けることになった。人員の面では、修復専門職員が本館に80人おり、本館での作業は彼らが担当することになるが、サブレとプロヴァンの方は、本館から派遣された修復専門家の下で働く技術職員を新規に採用する。

救済計画が実際にどのような形で実行されているのか、サブレの Joël Le Theule センターに例をとってみよ

う。⁽¹³⁾

同センターは、18世紀初頭に建てられた館城の第一期改修工事が1981年7月に完成した後、1982年に入ってから運転を始めたが、それに先立って工事の期間中、試験的に採用した技術職員の養成が行われていた。センターの開設前から人材の確保が最大の課題とみなされていたが、現実には仮採用の職員を一年半もの時間をかけて独自に養成しなければならなかった。

センターは、写真複製室、化学試験所、ラミネーション室、製本作業所の四つの作業所の施設を持ち、主として図書を処理する(救済計画の上では雑誌も範囲に入っていたが)。作業の工程は、準備作業—写真複製—脱酸処理—ラミネーション—補修—製本の順序となる。作業内容は、原簿記載と処理方法を示す識別カードの作成と言った準備作業を終えた後、マイクロフィッシュ用カメラで写真撮影を行う。フィルムは4本複製し、マスターフィルムと複製フィルムの2本はセンターで保存し、2本を利用のためパリの本館に送付する。写真複製の作業を済ませた資料は、次に脱酸処理とラミネーションを行う。最後の補修・製本は資料の状態に応じて異なるが、その場合、できるだけとの形を残して作業を施すという製本作業の原則を遵守する。たとえば、本のもとの特徴が残っているときは仮綴じにして特製の函に入れると言ったように。全ての作業を終えた資料の原本は、センター内の書庫に収め、永久保存する。

(2) 国家的施策としての案

a 『図書館の文化遺産に関する報告

書]

文化省図書及び読書部長の諮問に応じて、図書館監督官ルイ・デグラウヴを長とする委員会が1981年11月に発足し、翌年の6月に同報告書が答申された。本篇140頁、資料篇300頁に及ぶ報告書は公開されている⁽¹⁴⁾が、ここではこれを要約して紹介した雑誌記事⁽¹⁵⁾に基いて検討したい。文化省がなぜこの時期に報告書を求めたのか、その背景となる経緯は明らかではない。報告書の序文は、「前年の1980年が文化省設定の〈文化遺産年〉にあたり、各種の施策が実行されたなかで図書館に関しては貧困なままに終わったが、それはこの国全般が図書館の文化財について関心が低いことの表われに過ぎず、このことはまた、各図書館が所蔵する資料を全国的視野で考察する試みをなおざりにすると言う結果をもたらした。」⁽¹⁶⁾と記して、この報告書がその種の試みとしては初めてであることを間接的に述べている。また、1981年5月に政権の交替があった事情を考慮すれば、新政府による図書館政策の一環としてこの報告書の性格を解釈することもできよう。

さて、報告書は「国立図書館、大学図書館を含む学術研究機関の図書館、公共図書館が所蔵する資料をより良く保存し、活用し、豊富にするために有効な施策」の提言にその目的を置いて、1. 全ての資料の保存 2. 初期刊本（1811年前に出版された図書）と稀観資料の活用 3. 収集の三点に的を絞り、前半で各々についての現状を分析し、後半で具体的な施策を展開すると言う構成になっている。報告書は以前から持ち越されてきた問題点のみならず、将来を見越しての問

題点を抉り出し、解決の方向を呈示するのだが、これは特に後の2、3の項目に集約的に表われている。本稿では1の「資料の保存」の項目に焦点を合わせて紹介するので他の二項目について立ち入る余裕がないが、報告書は先に触れたように、フランスの図書館資料を統計数値と内容の両面から総合的に考察しているのだから、蔵書の特徴ひいては図書館を形成する“個性”を読みとる際の格好の案内役となっている。2の「初期刊本と稀観資料の活用」において眼目となるのは、およそ100万点と推定される⁽¹⁷⁾初期刊本の多くが市立図書館に所蔵されており⁽¹⁸⁾利用の便をはかるための目録化作業、総合目録の編纂事業の計画である。この“革命の遺産”とも言うべき計画は、それまで挫折してきた過去を持つ⁽¹⁹⁾。最後の「収集」の箇所では収集に努める資料を四つの資料群に限定しているが、それらは法定納本分のうち19の市立図書館に収められる印刷者納本分、視聴覚資料、外国出版物、および造本・装幀の観点で重要な現代の本の資料群である。

b 分担保存・収集の全国計画

資料の保存に関して、現在のフランスで第一に問題となるのは、個々の図書館が19世紀以後の資料のうちの何を永久保存していくのか方針を持たず、書庫スペースの余裕もないため、重要な資料も簡単に除籍してしまうか、あるいは逆に、全ての資料を保有して窒息状態に陥るといった傾向である。また、前者の除籍処分は「市町村法典」をはじめとする法規の上で禁止されているので、半ば“秘密裡”に行われており、その結果、国立図書館

にも所蔵されていない資料や、あるいは、その地方に一部しかない資料が消失してしまっている状況にある。

提言は、図書館における保存と収集の機能を連結させて図書館間で分担することを提唱し、次の基本的な方向を指し示す。

市町村立図書館は、当該地域に関する資料（郷土資料）は全て収集・保存する。なお、録音資料館の設置は将来の検討課題に値する。

大学図書館と学術研究機関の図書館は、現状では所蔵資料の全部を永久保存する。しかし、1980年から実施されているCADIST（学術情報収集・提供センター）⁽²⁰⁾における機能が将来再検討される場合、各センターの収集機能に永久保存の機能も併せることが要請される。

「本の喜び」図書館⁽²¹⁾は、児童図書を専門に保存する。

その他の図書館は、たとえば「国立教育研究・資料センター」は教科書の保存と言ったように各々の専門領域で分担する。

除籍処分を容易にし、かつコントロールすること。法規の該当条項を改正する措置をとると同時に、コントロールのための安全装置を作る。館種を問わず、分館における除籍処分を全面的に禁止し、中央館に該当資料を戻す。次に中央館はgで述べる地方センターにそれを移管し、センターは最低一部を保存する。

c 資料の保存に関する研究機関

図書館資料の保存研究を研究対象を含む機関に、唯一、パリの自然史博物館の中央図書館に所在する「書写・印刷資料

保存研究所」⁽²²⁾がある。同研究所は1963年に正式に設置されたが、行政上はCNRS（国立科学研究センター）と文化省の両方に所属しており、文化省（図書・読書部、文書館部、博物館部）は運営費を負担するが、職員はCNRSに所属するという組織形態をとる。『報告書』は、このような組織形態は研究所の発展を阻害していると指摘して、文化省の管轄に統合することを提案している。また、人員、財政上の措置の点で研究活動に比して貧弱過ぎるとし、現在の陣容は所員20名（うち11名は非常勤）であるが、これを増員するとともに、図書館側から研究所内で情報提供と養成教育に専務するための上級司書を副所長格で入れることを計画している。

ちなみに、同研究所の機構は⁽²³⁾、紙・組成素材、皮革・羊皮紙、インキ・彩色材料、微生物学の四つの部門に分かれており、そこでは基礎研究と並行して資料の修復・保全に関する実際の作業に密着した応用研究が為され、フランス規格協会や各種の製造メーカーと連携して新製品の開発や検査が行われている。先に国立図書館が蔵書の実態調査を行ったとき、研究所は、崩壊した蔵書群のなかから125冊の図書と30冊の雑誌を標本として引き取り、劣化原因の分析を行い具体的な修復方法を指示した例⁽²⁴⁾に代表されるように、また、図書館、文書館との相互にわたる協力は、手稿本の年代推定、修復作業工程の改良といった作業にとどまらず、図書館資料の保存に関する研究機能を一身に担っている。

d 建物・設備・備品と維持管理の改善

館種を問わず、大部分の図書館は老朽化して手狭な建物の条件の下に置かれ、また、電気設備、暖房装置、空調装置などの設備も同様に老朽化して不十分であって、適切な保管条件を充たすには程遠い状態にある。資料の保存に適合した備品についても、多くの図書館は、予算の制約だけでなく情報の不足から、適切な備品を調達し得ていない。資料の維持管理を担当する要員（書庫員、出納員）の数はどこでも不足しており、また、資料の取り扱いに関する研修はほとんど為されていない状況である。文化省の図書及び読書部は、市立図書館における初期刊本の埃払いと再製本作業のための補助金を1978年から交付しはじめているが、その歩みは遅々たるものに過ぎない。資料装備（製本、台紙張り）も不十分であって、1982年度を例にとるならば国立図書館においてすら受入れ資料の10%弱の装備実績しか持たない。他の大学図書館・学術機関の図書館と市立図書館においては、製本費の予算措置は更に低く⁽²⁵⁾、また、製本作業の質を測る際の目安となる「製本作業の仕様書」は、国立図書館のみにあり、他の図書館でこれを備える所は一つも無い。

改善のための施策案は、図書館を新築、または改修するとき上記の悪条件を改めることを求めると同時に、年代の古い資料と最近の資料を分離すること、書庫内に貴重資料専用の書庫を設置することを強調している。国立図書館については、建物・施設の改修工事、地方に建設が予定されている保管施設などの細部にわた

る工事計画を示し、更に、製本費の増額、維持管理要員の増員を具体的な数字を挙げて示しており、それだけこの図書館の救済が“焦眉の急”であることが窺われる。他に大学図書館・学術研究機関の図書館、市立図書館の各館に最低一名の製本担当職員を配置し、永久保存の対象となる資料の製本作業用に、国立図書館が「製本作業の仕様書」を作成して各図書館に支給するよう提案している。

e 修復・保全作業と専門職員の養成

修復・保全作業を、19世紀前の資料を対象とする伝統的な作業と、自然崩壊の危機に瀕している19世紀以降の資料に対する大量修復の作業とに分けて現況を見ると、前者の伝統的修復作業における特徴は、国立図書館が半ば独占的な地位にある点にある。パリに偏在している民間の修復業者のなかで、高度な技能を備えた業者の数は十指に満たず、一方、19世紀前の資料を所蔵する多くの市立図書館は作業をこなす能力に欠けている。このような状況にあって、国立図書館とツールーズ市立図書館は、自館の分の他に外部の図書館からの委託分を行う共同利用施設としての機能を果しているが、その量は、1981年の実績で各々100冊と需要のごく僅かを充たすに過ぎない。後者の大量修復の方は国立図書館の蔵書に対しては実施されているが、国立図書館未所蔵の資料であっても他の図書館の蔵書については何らの作業も施されていない。

次に問題となるのが修復専門職員の採用と養成である。就中、現行の国家公務員採用制度の下では、修復専門職の試験は、公立の機関で最低5年間の職務経験

を有する技術職員のなかから登用する試験のみに依存している。養成も図書館内部の見習い制度に専ら頼る現状であるが、国立図書館や一部の大学図書館における養成の程度は理論面で不十分であるという弱点を持っている。また、正規の養成機関を欠いているために、図書館における要員不足にとどまらず、民間の業者の質の低下をもたらしている現状である。

対策として考えられる案は、まず国立の作業所の拡張・新設であって、現在の国立図書館サブ・センターとツールズ市立図書館の拡張、地方のアミアン、リヨン、トロイ市に作業所を設置することである。修復専門職員の確保に関しては、国家公務員の採用試験制度を改正するとともに、養成機関としては現在のフランス芸術作品修復学院⁽²⁶⁾、パリ第一大学の芸術作品修復学修士課程コースを活用し、特にエチエンヌ校⁽²⁷⁾を中心とする。なお、大量修復の専門職員は先の修復専門職とは別の新しい職階を設け、修復専門職の現在の処遇を引き上げること。

f 資料の代替物

現在、組織的にマイクロ形態による複製作業が行われている資料は、1. 国立図書館の図書 2. 国立図書館の版画・写真 3. 私立の図書館を除く全図書館所蔵の中世手稿本 4. 国内の新聞である。4の国内発行新聞の複製作業は、国立図書館に付設されているACRPP（新聞保存・写真複製協会）による作業、文化省図書及び読書部の主導で各県毎に進められている地方紙の作業が主体とな

る。ACRPPがマスターフィルムを作製しはじめたのは最近のことであり、保存用の書庫を持っていない。

リプリント複製版を出版している機関は民間会社のみで、出版社と図書館の間の合議がなく、また、用紙と製本の質が悪く、原本の版次と刷の明示を欠いたりする問題をかかえている。

対策案の原則は、「最も貴重で最も危険にさらされている資料を写真複製する」ことに置かれ、19世紀以降の図書のマイクロ複製作業は国立図書館の蔵書に基づき、他館による作業は重複を避けるため事前に国立図書館と合議するとしている。その代わり国立図書館はマイクロ複製物を他館に販売しなければならない。貴重資料として特に挙げられる資料は、近・現代の手稿資料、一部しかない資料などである。リプリント複製版については質を高めるための施策を講じ、商業ベースにのらない出版事業に対しては補助を施すことを提案している。

g 調整・実施機関としての地方センター

上述の地方センター構想は図書館資料の保存事業のみを目的としたものではなく、初期刊本・稀覯資料の活用から収集をも射程に入れようとするいわば『報告書』の提言の仕上げにかかわる構想である。その使命は1. 地域内の図書館から除籍された資料の仕分けと保存 2. 保管条件、管理に関する助言 3. 初期刊本等の資料活用のための実態調査、既存の目録点検、展示会の援助 4. 地下・境界領域資料の収集、古書・稀覯書購入時の相談 5. 図書館員の再教育と情報提供とされ、センターを各々50名の要員

で賄う国立レベルのセンターと、より小規模な地方固有のセンターとが想定される。行政組織としては、当初は国の公的施設法人といった独立機関が望ましく、後に地方(region)の管轄に移管するとしている。

3 イギリスにおける保存政策の展望

(1) 『イギリス図書館界における保存政策と現況』に関するラトクリフ・レポート

ケンブリッジ大学図書館長のF. W. ラトクリフを長とするプロジェクトチームは1983年、アンケート方式による全国調査を基礎としてイギリスの各図書館の保存政策と現況、並びに関連する教育・訓練機関の二つに関する調査を行い、翌1984年3月にそのレポート⁽²⁸⁾を発表した。イギリスの図書館資料の保存政策を展望するには主としてこのレポートに拠ることになるのは言うまでもないが、レポート中度々言及されているニューヨーク公共図書館研究図書館長デビッド・スタムのレポート⁽²⁹⁾も見落とせない。スタムは英国図書館研究開発部の招聘によって1983年3月に訪英し、この国の全国保存政策の計画についてコメントと助言を与えており、彼のレポートはラトクリフ・レポートの“前衛”としての性格を備えている。紙の劣化によって甚大な被害を蒙っているアメリカと比較したイギリスの特徴を指摘した後、保存政策を策定する場合の基本的な考え方を披瀝しながら、イギリスがとるべき施策を示唆しており、彼の助言は実際にラトクリフ・レポートの提言の随所に生かされてい

る。

さて、スタムは、イギリスの図書館資料は、「気温が低く、暖房装置が普及していない」と言う環境と、堅牢で健全な製本工業の伝統に助けられて、現在は紙の劣化問題がアメリカほど深刻ではないイギリスの図書館資料も僅々20年のうちにはアメリカと同じ事態に襲われるにちがいない⁽³⁰⁾と述べている。そのイギリスにおいて、レポートは初めて全国的な保存政策を扱った訳であるが、調査目的の一つである教育・訓練機関に関しては、図書館学部、図書館員の養成機関などの教育機関がカリキュラム編成にあたって保存問題をほとんど考慮に入れていないのでアンケートの詳しい分析を断念し、他の保存政策と現況の方に力を置いている。

(2) 現在の状況

アンケート用紙を送付した418館のうち332館が回答を寄せた。これにより、資料の保存に関する配慮が各々の図書館で現実にとどの程度払われているかと言う実態を以下にまとめてみる。

図書館の利用が戦後著しく伸長した結果、図書館の現場では蔵書の“疲弊”が保存問題の中心を占めていること、また、永久保存の対象となる蔵書の率が非常に高いこと(162館が蔵書の80%以上を永久保存する意向を持ち、このうち公共図書館28館を含む77館が全ての蔵書を対象にしている)を指摘しておく。また、回収されたアンケートの多くはさまざまなコメントを付しているが、それらのコメントを通して、この国の図書館員が、保存問題に対して「不意打ちの状態で何を為

せばよいのか、どこから手を着ければよいのか」不安な状態にあること、また同時に、「何かを実行しなければならない」と言う危機意識を高めていることを窺うことができる。

a. 製本・修復業務

332館のうち61館は製本担当職員を擁しているが、大半は民間の製本・修復業者に委託している。問題は図書館の側に業務内容に無関心で、その結果、責任を感じない姿勢が見られる点にある。

b. 保管条件の制御

ほとんどの図書館は実施しておらず、「当館は保管条件のコントロールは何もしていない。我々の軀の快適さを保存することすらなし。」といった具合である。将来の計画についても財政の窮状から消極的である。

c. 館内の教育・訓練

図書館員の養成機関では保存に関する教育課程が皆無と言ってよいほどで、また、個々の図書館現場においても専ら経験による習得に頼っており、 $\frac{4}{5}$ 強の図書館には研修プログラムがない。従って利用者に対する啓発、教育も不活発である。

d. 保存に関する調査研究

半数の図書館は大学、博物館、試験研究機関と言った公的機関の専門家に依頼しているが、それらは個別に行われていて図書館内、図書館同士の連携を持たない。

e. 保存政策の優先度

保存政策が図書館政策・業務の全体に

占める地位は、全国的政策としてみても個々の図書館の次元で見ても低く、明文化された保存政策を持つ図書館はごく稀であり、また、全国・協同計画も存在しない。

(3) 提言—各図書館における行動計画

戦略の基本方針は、新たな財政資金を必要としないで即座に実行できることから始めることに置かれている。

a 館内の広報、研修活動を通して職員の意識変革を促し、日常業務に反映させる。

b 蔵書の実態調査を通常行われる書架整理や蔵書点検の業務の一環として実施する。

c 図書館政策のなかで保存を優先させる。また、保存政策は、蔵書の強化、除籍に係る蔵書構築政策を根幹とするのであるから、蔵書構築政策と関連させて保存政策を明確にする。

d 保存政策の優先度は具体的に図書館予算の上で表現されなければならない。他の図書館業務の支出、特に資料購入費と比較対応した予算措置をとる。

e 製本、再製本・修復の作業工程を検討し直す。就中、中性紙で作られた特製の保存函の使用を考慮する。これまで定期刊行物を合冊製本して保存していたが、この函の使用によって製本費の相当部分を保存対策の財政資金に転用することが可能になる。

f 製本・修復業者との間に資料の取り扱いと作業の仕様に関する取り決めを作成する。

(4) 提言—全国的行動計画

提言は、保存政策の心臓部にあたり、解決に時間を要する事項として蔵書の永久保存率の率の高さの見直しと教育・訓練を挙げる。全国計画において、保存対策の対象となる資料に、優先順位を設定する作業は避けて通れない。大学図書館の蔵書に関しては、1976年にアトキンソン・レポート⁽³⁾が、資料が増加した分だけ、過去の資料を追放して自己更新を図る勧告をした。これに対し、大学図書館側は拒絶の意向を表明したが、その後実際にはレポートの意図する処が浸透してきているので、大学図書館の永久保存は現在のところ不問に付されている。しかし、公共図書館では、73館もが蔵書の80%以上を永久保存する意向を示しており、このように野心的な意向をそのまま受け入れることは不可能であって、今後の検討課題として残るとされる。

次の教育・訓練に関しては、図書館員の養成機関ではコンピュータによる情報管理の分野の伸長に押されて、資料の保存問題のみならず伝統的な図書形態の資料の取り扱いに関する教育自体が困難になってきているという実態を踏まえ、また、図書館の現場の要望にも添って、保存業務を担当する専門家ではなく保存に関する基礎的な知識を備えた図書館員の養成を目指すべきだとしている。専門家の方は、図書館自らが積極的に高度な知識に通じた書誌学者の援助を得て、製本・修復業務に従事する者を熟練した保存対策のコンサルタントとして養成する。そのためにはこれらの仕事に対して正当な評価を行い、専門家の職階上の地

位と処遇の改善を図らなければならない。

a 図書館員の諸職業団体を核として、図書館員の養成機関の履修課程に保存の課程を加えるべく運動する。

b 保存に関する調査研究は民間産業の機関と学術機関が担っているが、この研究成果を図書館の実際の業務に生かす連絡調整活動が必要である。現在、英国図書館のみが両者の橋渡しの役を果たしているが、教育科学省のLISC(図書館・情報サービス諮問委員会)なり、学芸図書館局がこの任にあたるべきである。また、文書館などの機関との協同に努める。

c 資料の代替物としてはマイクロ形態が主体になるが、英国図書館の参考局と貸出局のマスターフィルムを母体に、「全国センター」がNational registerの作成を担当する。同センターはまた、民間のマイクロ出版を奨励して、商業ベースでの活用を振興する。

d 製本・修復作業の基準となるガイドライン、図書館職員用の手引、保管条件の基準などを作成する。

e 製紙・印刷業界や出版業界に中性紙の使用を呼びかける。他に図書館が共同利用できる大量脱酸処理施設、写真複製施設を設ける。

(5) 全国助言及び研究センター構想

全国センター設立の必要性についての設問に対しては、173館が賛成しているが、153館は経費を負担する意志がない旨解答している。この結果を踏まえ、全国的規模で保存政策を推進する中核機関が必要とされ、センターの性格と事業内容

については、保存のための実務を遂行する独立したセンターのように巨額の投資とその後の運営費を要するものではなく、資金的にも実現可能で純粋に助言と相談の機能のみに限定した効果的なセンターが構想されている。この機能は化学者と図書館員各一名、それに事務職員二名を加えた計四名の人員を揃えれば果たすことができる。運営費は大部分を各図書館の登録費で賄う場合、また、補助金による公的施設法人の組織による場合が考えられる。所在場所は、必要に応じて広範な文献を利用することが可能で、製本・修復担当の実務者と常に接触できる条件を充たす所でなければならないが、いずこに設置されようともセンターは英国図書館参考局内の保存部と緊密に提携していかなければならない。理想的には英国図書館にセンターを設置し、組織は英国図書館から独立した形をとることである。

なお、その後の報道⁽³²⁾によれば、LISCは上に紹介したラトクリフ・レポートに盛られた提言を検討中で、英国図書館は全国センターの設立に意欲を示し、現在広い範囲にわたって討議を重ねているとのことである。

む す び

図書館資料の保存対策について、フランス国立図書館の例を取り上げて述べたが、脱酸処理から修復作業に至るまでの作業量、人員の手当、諸経費の内訳などの具体的なデータは、年報が1976年度を最後としてその後刊行されていないと言う制約のために、ここでは概要を捉え得

たに過ぎない。また、国立図書館がこの国の図書館界を背後から支える「最後の拠り処」として、蔵書の救済対策を最大限に優先させようとしている姿勢は明白であるとしても、他の事業計画とどのように関連させるのか、あるいは、国立図書館が他館に対して果たし得る役割をどのように考えるのか、国立図書館自らが積極的に見解を明らかにした事実を未だ知らない。

全国的次元での保存対策(案)については、フランスの『文化遺産に関する報告書』が、資料の収集から活用までも収めた報告書であるのに対し、一方のイギリスの報告書は、保存対策そのものを扱っていて、二つの報告書はスタンスの取り方が異なる。更に、全く当然のことながら、両国の図書館が形成してきた歴史も図書館活動の実情も異なることを考慮に入れるならば、単純に同列に並べて評価することはできない。そのことを前提とした上で、なおかつ、二つの報告書の対処の仕方に歴然と見られる差違は看過できないように思われる。好個の例を挙げれば、フランスの「地方センター」設立構想と、イギリスの「助言相談機能に限定した全国センター」構想とが対極に位置するように、フランスが“理想志向”であるとすれば、イギリスは“現実志向”である。この相違は両報告書に一貫して流れていると言えよう。イギリスの案は、新たな財政措置はできるだけ抑えながら、既存の機関と人員を活用して解決の途を探りあてていく方式であり、それだけに実現の可能性は高いであろう。フランス案は、積年、放置された閉塞状況を一挙に解決しようとする方式であるが、現在の図書館の事態がイギリスのような

猶予が許されない段階にまで達しているからではないかと推察できる。なお、『文化遺産に関する報告書』が文化省当局に提出された後、報告書が部分的にでも実効を挙げつつあるのかどうか、文献では不明だが、“幻の案”に消え去る危惧は大いように思われる。

それはさておき、共通する課題として、次のようなことがらが浮き彫りにされている。

- 保存に関する調査研究機関からの援助を図書館界で結集させること。
- 製本・修復員の処遇の改善を図り、人員を確保すること。
- 資料の収集、除籍処分、永久保存の三つを連結させた蔵書構築政策が必要とされること。
- 中性紙の使用とマイクロ形態やリプリント出版を図書館が出版業界に働きかけること。

これらのことは、図書館が元来、製紙・印刷・出版業界と保存科学の機関を離れては存在し得ない事実を改めて確認させてくれていると言って良いであろう。そうした意味で「保存の問題」は図書館の本来の姿をあらわにしたとも言えよう。

注

1. 次の文献で概観を得ることができる。

Pamela W. Darling & Sherelyn Ogden. From problems perceived to programs in practice : The preservation of library resources in the U. S. A., 1958-1980. Library Resources & Technical Services, 25 (1), 1981. p. 9-29. (金谷博雄訳 ゆずり葉 Nos. 1-9)

Buchanan, Sally. Recent developments in library conservation in the United States. in The Bowker annual of library and book trade information, 1982. p. 61-68.

2. John P. Baker. Conservation and preservation of library materials. in ALA World encyclopedia of library and information services. 1980. p. 160-164.

Paul N. Banks. Preservation of library materials in Encyclopedia of library and information science. Vol. 23. 1978. p. 180-222.

Dan C. Hazen. Collection development, collection management, and preservation. Library Resources & Technical Services, 26 (1), 1982. p. 3-11.

John Dean. Conservation officers : The administrative role. Wilson library bulletin, 57(2), 1982. p. 128-132.

David H. Stam. National preservation planning in the United Kingdom : An American perspective. 1983. 21p. (British Library Research & Development Report N°5759)

Conservation policies and activities in national libraries : Report of a survey conducted by The National Library of Canada for The Conference of Directors of National Libraries. 1982. 33p.

3. Paul N. Banks. op. cit. p. 181-182.

Guy Sylvestre. A national preservation program for library materials in Canada. Libri, 31(3), 1981. p. 187.

4. Décret n°77-1274 du 19 novembre 1977 relatif à l'organisation et au régime financier de la Bibliothèque nationale (J. O. du 22 novembre 1977. p. 5491.)

5. フランス革命時に革命政府は亡命貴族や修道会が所有していた書物を国有財産として接

- 取し、後、各地の図書保管所に集め、更にはこれらの書物を保存・管理するために地方に図書館を設置する法律を定めた。国立図書館はパリ周辺の書物を30万冊も引き取り、これを整理するだけでおよそ一世紀以上も費すことになった。
6. Georges Le Rider. La Bibliothèque Nationale de 1975 à 1981. Bulletin de la Bibliothèque Nationale, 6(2), 1981. p. 71.
国立図書館の元館長 Le Rider は、政策決定における自律性の欠如とともに、職員・予算面の不足を同規模の英国図書館と比較して、運営費が1/3、職員数が半分に過ぎないと指摘している。ちなみに、1983年の職員数、予算(資料購入費と人件費を除く)は、国立図書館が1,272人、邦貨にして約22億円なのに対し、英国図書館は2,417人、約106億円。
 7. Bibliothèque nationale : l'indigestion de la vieille dame. L'express, 1531, 1980. p. 80-83.
 8. 加藤典洋 嵐の中のパリ国立図書館 国立国会図書館カレントアウェアネス 61, 1984. p. 1-2.
 9. Georges Le Rider. Sauvegarde des collections de la Bibliothèque Nationale. Bulletin des Bibliothèques de France, 4(3), 1979. p. 99.
 10. Deuxième rapport sur les objectifs et les moyens du plan de sauvetage des collections de la Bibliothèque nationale.
 11. Maurice Caillet. La conservation des documents et ses problèmes : un exemple, la Bibliothèque Nationale de Paris. Revue française d'histoire du livre, 24, 1979. p. 822.
 12. Georges Le Rider. Sauvegarde des collections de la Bibliothèque Nationale. Bulletin des Bibliothèques de France, 4(3), 1979. p. 102.
 13. Jean-Marie Arnoult. Le Centre de conservation et de communication des documents imprimés et manuscrits de la Bibliothèque nationale(Sablé, centre Joël Le Theule). Bulletin des Bibliothèques de France, 27(12), 1982. p. 689-698.
 14. Rapport au Directeur du livre et de la lecture sur le patrimoine des bibliothèques. 2 vols. Ministère de la Culture, 1982.
 15. Bulletin des Bibliothèques de France, 27(12), 1982. p. 657-688.
 16. Ibid. p. 657-8.
 17. Andrée Lhéritier & R. Josué Seckel. A survey of library resources. Journal of library history, philosophy & comparative librarianship, 19(1), 1984. p. 132.
 18. 国立図書館初期刊本課が1975-1977年に実施したアンケート調査によれば、地方の238の市立図書館に370万冊、30の大学図書館に18万冊が所蔵されている。市立図書館がこのように多くの初期刊本を所蔵しているのは、これらの市立図書館が元来、注5で述べたフランス革命時に設置された図書保管所を引き継ぐかたちで成立したからである。
 19. 初期刊本の目録化作業、総合目録編さん事業計画そのものは1967年に策定されており、国立科学研究所、本文史研究所が中心となって目録編さんのための機械化開発計画を作成していた。また、1977年11月19日付テクレ第1274号によって、国立図書館は五つの全国技術協力センターの実施機関となったが、そのうちの初期刊本・特殊資料センターは、各図書館の所蔵資料のデータ収集を主な目的としていた。しかし、同センターは翌年には事実上廃止される。
 20. Les Centres d'Acquisition et de Diffusion de l'Information Scientifique et Technique. 学術情報(一次文献)の利用を促進させるため

の重点分担収集計画。特定の学問領域の拠点センターに選ばれた図書館は、その領域の一次文献の収集に努め、収集資料を報告し、資料を他の図書館に貸出す義務を負う。全部で20のセンター、30の学問領域が予定されており、1983年時で15のセンターが機能している。

21. La Bibliothèque de Joie par les livres. パリ郊外のクラマールに所在。最初は民間の協会組織によって設立され、1971年12月に国に移管される。国立高等図書館学校の付属図書館として、同校の実習機関となっている。
22. Le Centre de recherches sur la conservation des documents graphiques.
23. 1974年の資料によったのでその後再編が為されているかもしれないが、骨格は変わらないと考える。
Hors série du courrier du CNRS, 12, 1974. 6p.
24. Albert Labarre. L'avenir du passé : Nouvelles recherches sur la conservation. Bulletin des Bibliothèques de France, 27 (11), 1982. p. 634.
25. Bulletin des Bibliothèques de France に毎年掲載される図書館統計によると予算の内訳の比率は次のとおりである。

大学図書館

| | 施設費 | 一般運営費 | 資料購入費 | 製本費 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 1976 | 27 | 11 | 48 | 4 |
| 1977 | 29 | 15.5 | 45.5 | 4 |
| 1978 | 27.59 | 15.76 | 48.67 | 3.21 |
| 1979 | 27.69 | 18.68 | 46.19 | 3.75 |
| 1980 | 30.14 | 21.22 | 43.07 | 2.47 |

市立図書館

| | 人件費 | 資料購入費 | 印刷製本費 | その他 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 1977 | 54.68 | 15.34 | 2.33 | 27.65 |
| 1978 | 59.29 | 15.71 | 2.41 | 22.59 |

| | | | | |
|------|-------|-------|------|-------|
| 1979 | 61.6 | 14.84 | 2.5 | 21.06 |
| 1980 | 63.12 | 14.51 | 2.59 | 19.78 |
| 1981 | 61.64 | 15.22 | 1.98 | 21.16 |

26. L'Institut français de restauration des oeuvres d'art.
27. L'Ecole Etienne des arts et industries graphiques. 同校は国立図書館と年間契約をかわして、製本業務の教育を引き受けている。Noëlle Marchizet & M.-T. Pouillias. La formation continue au Service des bibliothèques de 1976 à 1980. Bulletin des Bibliothèques de France, 26(11), 1981. p. 602.
28. F. W. Ratcliff & D. Patterson. Preservation policies and conservation in British libraries. March 1984. xii, 134p. (Library and Information Research Report N 25)
29. David Stam. op. cit.
30. Ibid. p. 3, 8.
31. Capital provision for university libraries: Report of a Working Party of the University Grants Committee under the Chairmanship of Professor Richard Atkinson. London, HMSO, 1976.
32. 安江明夫 全国保存センター設立に意欲—英国図書館 国立図書館カレントアウェアネス 61, 1984. p. 4-6.
(どうまえ・さちこ 図書館学資料室)